

BIS 論壇No.529 『経済スパイ防止法』 中川十郎 26・8・16

高市早苗政権念願の「国家情報局」が7月31日鳴り物入りで発足した。目玉はスパイ防止法だとみられ、野党、なかでも共産党はスパイ防止法が恣意的に運用され市民の自由な言論活動を束縛する危険性を指摘、危惧している。

スパイ防止法に関しては米国上院諜報委員会が1996年2月28日に産業スパイに関する合同聴聞会を開催。その提言に基づきクリントン大統領が10月11日に有名な「1996年経済スパイ防止法」を発表。世界的な防諜戦の幕が切って落とされた。

日本では防諜に関する意識が低く、日本はスパイ天国だとみなされている。今回の「国家情報局」創設を機に防諜に関する意識を高めることが望まれる。1972年にいち早く大学院に「ビジネスインテリジェンス講座」を設けたスウェーデン・ルンド大学大学院ではステバン・デジエル教授が講座の冒頭で「情報の保全、機密保持」すなわち“Security of Intelligence”の重要性を強調し、情報の機密保持教育を重視している。

米国連邦捜査局（FBI）と米国産業界専門家が2年をかけて作成したこの「スパイ防止法」は国家安全保障の観点からも厳しい罰則を適用している。

この法律は不法なスパイ活動で入手した秘密に関する告訴権だけでなく、域外管轄権も付与されている。同法1831条は経済スパイ（外国の代理人）への刑罰は個人に対しては50万ドル（8000万円=1ドル160円で換算）、もしくは15年の懲役を科すという極めて重い刑罰になっている。一方、企業や組織に対しては1000万ドル（16億円）が科される。日本での同様ケースでは50万円の罰金で、米国の経済スパイ行為への厳しい態度がうかがわれる。（『知識情報戦略』石川 昭・中川十郎共編、税務経理協会、46～47 ページ参照）

必要情報の97%は新聞、雑誌、TV、SNSなどの公開情報（OSINT=Open Source Intelligence）や私的情報（HUMINT=Human Intelligence）から入手できるといわれている。

わずか3%の秘密情報を不正な手段やスパイを使い、危険を冒し入手するのは非倫理的で絶対避けるべきだ。

情報を正当に倫理的に収集し、分析することにより、競争相手の能力や意図や競争環境を予測し、企業戦略の意思決定をすべきである。

筆者の33年の商社マンの経験から見ても成功した新規商いの40%は公開情報からで、60%が私的情報を活用した結果であった。いつの時代でも、AI時代においても公平に、倫理的に入手した情報を分析、評価、活用することこそ肝要なることを強調したい。